

ものづくり支援センターしもすわ  
空き工場活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工業振興を図るため、ものづくり中小企業者が町内にある空き工場等を活用して製造業等の起業や新商品・新技術の開発、製造拠点の追加等における工場等賃借料に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き工場等 用途地域区分で準工業地域又は特別工業地域において、前の入居者が退去した後又は物件が完成した後3カ月を経過しても入居者の決まらない工場、事務所等の施設(現状変更等により工場、事務所等として使用する施設を含む。)をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、その他ものづくり支援センターしもすわ理事長(以下「理事長」という。)が特に必要と認める事業を営む企業者をいう。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費(以下「経費」という。)は、次の通り

- (1) 対象事業者
  1. 下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税(原則事業税及び固定資産税等)が確認でき、これを滞納していないこと。
  2. 事業に必要な許可等を取得していること。
  3. 町内に工場等を有していないこと(町内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も既存工場等において継続して事業を営むこと。)
  4. 事業開始から1年以上経過していること
- (2) 経費 空き工場等を賃借して事業を営む場合の家賃及び地代とする。ただし、敷金、礼金、振り込み手数料を除く。
- (3) 消費税の取扱い 特に指定の無い限り経費対象額は消費税込みの金額とする

(補助率)

第4条 年支払家賃額の10分の3以内とし、1事業者1回に限り90万円を限度とする。1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に賃貸借契約から1年経過し、対象期間すべての家賃の支払いを終えている事。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわ空き工場活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、賃貸借契約書の写し、領収書又は支払いの確認できる書類を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(交付決定)

- 第8条
1. 前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ空き工場活性化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。
  2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに空き工場活性化事業補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改訂